

# 全国青税連



## 初の鹿児島地区

### 代議員会を開く

#### 臨時号

八月十七日、南九州税理士会鹿児島県支部事務局会議室にて、第一回鹿児島地区の代議員会が開催された。(写真は、鹿児島空港より望む桜島の雄姿)

代議員制度の実効化を目的として地区別代議員会を二年前から東京・大阪・名古屋で地区別に開催してきたが、昨年度、「鹿児島県支部青年部会」(部会長・奈須容庚君、会員三十七名)が団体加入したのを機会に、鹿児島地区代議員会開催を企画し、八月七日の第一回理事会の承認が得られたので、同日奈須部会長に対して、その準備をお願いした。

地元では、日税連主催の統一研修会日程の都合もあり、又、せっかくの機会でもあるという配慮から全会員に部会の招集をし、地区別代議員会に全員の出席を求めるように努力した。

八月十七日(火)、鹿児島市の中心部にある鹿児島県産業会館の南九州税理士会鹿児島支部事務局の会議室で午前十時から午後三時まで長時間にわたって開催された。

(議題)

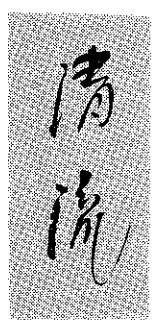
- 一、全国青税連の本年度各部署業計画報告の件
  - 二、商法、税理士法改正問題に関する件
  - 三、全国青税連に対する要望の件
  - 四、その他
- 連盟からは、村田会長が出席した。

まず、奈須部会長の司会で始まり「我々は東京から遠く離れた所に居て、東京の情勢にうといので、せつかく本部から村田会長がみえたので、この機会に中央の話しを聞いて参考にしたい」との挨拶があり、議題に入った。

連盟の報告は、京都大会に鹿児島から参加されたことに対する感謝の辞、全国青税連の基本的姿勢の説明から、八月七日の第一回理事会で決定された本年度各部署事業計画の報告に入り、中心テーマは、商法改悪反対運動の経過説明であった。

全般的な説明の後、質疑応答の形式で進められたが、その主なものは次の通りであった。

- (1) 日税連の正副会長会の構成とその実際の動きについて
- (2) 木村日税連会長誕生のいきさつについて
- (3) 商法改悪反対運動の途中、七



理想と現実の問題は、社会的一面からみても、やはり基本的命題である。

税理士制度の現実の姿も、理想を目標して高度化されている社会機構の発展の過程から発生し、促進されてきた。

◆ゆえに、理想志向の現実社会は絶対的機構ではなく、その一機構たる税理士制度とて、外的条件に左右されるので、われわれは、この制度上の諸問題に関し、唯一無二の主張に固執するものではない。

◆しかし、われわれは、この制度が絶対的所産でないからこそ、常に社会に対する役割を強化し、長期的巨視的立場から、社会機構との関連を検討し、かつ、強力に働きかけてゆかねばならない。

♥われわれが、商法問題等に対しその見解を主張するのは、無責任に、理想論を弄しているのではなく、実現可能な理想像に邁進しなければ、社会機構にとり残され、やがて将来には、税理士制度が壊滅してしまうことを、社会とわれわれのため、懼れるからである。

人の連判状事件は何故、起きたのか

(4) 東京会の役員選挙で、どんな理由で溝田会長が負けたのか

(5) 税理士法人制度は、今後は必要であると思うが、何故全国青税連は反対するのか

(6) 会計業務の規定を税理士法改正では、どうしても入れる必要があるのではないのか

(7) 法改正運動を目前に控えている重大な時期に、中央から遠い南九州会から日税連の会長が出て、果してやっていたらどうか

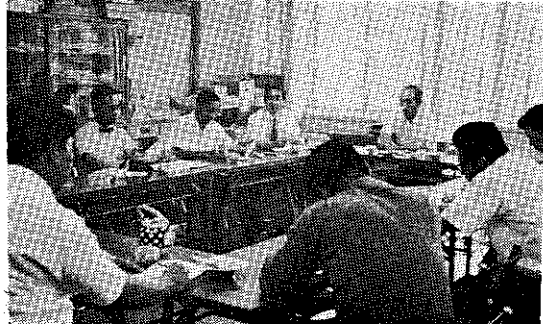
(8) 税理士法改正こそ急務ではないのか

(9) 全国青税連は、中央の情報を流してもらいたい等の質問なり要望が出た。

最後に村田会長から、七月十八日の代議員総会が採決された税理士法改正に関する第二次試案の取扱に関する「要望書」の日税連からの問答が八月十三日に連盟本部に寄せられたので、回答書が読み上げられた。

代議員の選出については、連盟の代議員選任規程第二条に基づき鹿児島県青年部会としては、種々の意見が出たが、結局、正会員(四十才まで)準会員(四十一才

から四十五才まで)制度を採用しているので、両方から三名づつの代議員を選出することになった。なお、六月末日現在の会員は三



十六名と確認され六名の代議員が正式に決定した。

鹿児島県青年部会としては、今後、全国青税連の活動に積極的に協力する為に、出来るだけ代議員総会や会議に出席出来る様に、大

中な会費値上げを検討しており、十月の例会で決議し、十二月の総会で正式に決定したい意向をもっている。

### 九州北部で打合せ会 於福岡市

全国青税連・九州北部の打合せ会は、森山積組織部副部長の名で招集され、本部から会長が出席した。

八月十三日(金)午後二時から六時まで、福岡市呉服町のレストラン「アラスカ」会議室に、福岡、北九州、久留米、佐世保から参加があった。

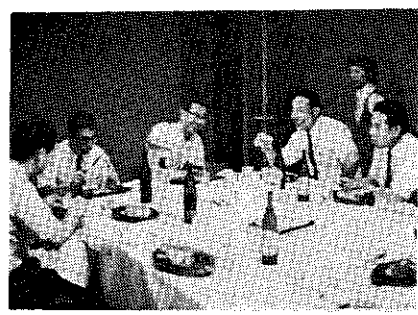
(議題)  
一、全国青税連の本年度の事業計画  
二、商法、税理士法の改正問題について

三、日税連の新体制について  
四、全国青税連に対する要望  
五、組織拡大について  
連盟本部から村田会長が出席し議題に従って、各々の報告がなされた。

全国青税連に対する意見の主なものは (1) 地元で機会あることに

文書で加入のPRをしているが、文書活動だけでは限度があるので対話集会が効果的である。(2) 全国青税連の存在を知らない人が多いので、PRをするべきだ。未加入

者に対して資料等を送り、知らしめることが必要である。(3) 各地に研究グループや親睦グループがあるので、それを調査して連絡するようにするべきだ。(4) 八幡地区(北九州)は、まとまりやすいと思



レットを作ってほしい等であったこの打合せ会の主な目的は、今年度、代議員総会で決定された「組織拡大推進委員会」の設置を、九州北部は如何なる形にするかであり、話し合いの結果、九州北部組織拡大推進委員会一本に統一する方がよいとの結論になり、各県別の委員会は設置しないことになった。

### 青税告知板

● 原稿を書きましよう  
随筆、論文、詩、俳句、紀行文、マンガ、風景写真等の原稿をお願いします。

◎ 理事会等でとり上げてもらいたい議題がありましたらご連絡下さい。

◇ 連盟に対するご意見、ご批判をお聞かせ下さい。

□ 「彼の特技」・「私の趣味」・「我が友」・「あいつのアダナ」の原稿を送って下さい。(約三〇〇字・要写真)

★ 各地で問題化しているような税務上の事件・各地の情報を連絡して下さい。

◎ 日税連の機関紙「税理士界」に「ジャンボ」欄があり、これは若い税理士の意見を自由にのべる場です。

青年税理士の投稿をお願いします。

■ 原稿等の送付先は  
連盟本部まで  
東京都目黒区碑文谷1-19-13  
税理士村田昭事務所

# 内田英一君

(神奈川)



横 派  
金子秀夫

第四回定時代議員総会で、連盟規約が、全国的見地から、真の全国青税連に発展させたいとの目的をもって、大幅に改正された。

この事実は、全国青税連を支えている会員総意の声を反映させたものであり、組織自体も、それなりの発展をしてきた歴史的背景があったからである。

創設期にみられた各連盟の連絡協調を基本にした協議会的全国青税連から脱皮したことを意味するとして、全国青税連の方向づけが我々の憲法ともいべき連盟規約に明定されたことである。

改正された主要点は、第二条のトップに「税理士制度の発展強

七十余名の会員とする神奈川青税クラブの中で、頼もしい先輩を紹介するとすれば、まず内田英一君を上げねばなるまい、

見るからに温厚な紳士、もの静かな語り口に、誠実な人格がしのばれる。が……彼が指摘する内容は、ズバリ本質にふれるきびしさがある。ニッコリ笑つて的を射る大変トクな人ではある。

朝日源吾氏の下で、東京地方会の理事、として、とくに税理士法改正問題に取組んでいるが、青税連の法改正要綱にそつて、孤軍健

斗また健斗。われらが青年の声をよく代弁してくれている。

昭和36年以降、神奈川県の中央厚木部会で活躍。現在も野球大会になれば、厚木チームを率いて、エースとして力投している。酒も少々たしなみ、ゴルフ歴十年、ハソデイ14、なかなか多趣味の人である。

神奈川県厚木方面で青税会員がふえているのは、彼の努力によるところが多しことも、併せてご紹介しておく。

## 個人加入会員の代議員

十月八日の第二回理事会で次の会員が代議員に選任された。

- 西川 広(岩手)・内沢弘幸(長野)・松本義文(長野)・以上は本人申込み。
- 斎藤良昭(高知)・松枝 弘(福岡)・内海正清(香川)・藤曲憲紹(静岡)・船守清史(鳥取)・西村 健(広島)・能生富治(石川)・若泉民部(茨城)・近藤博(新潟)・川真田一男(徳島)・三浦 守(山形)

## 五周年記念の論文を募集

広報部では全国青税連創設五周年を記念し、特集号を企画していますが、広く会員諸兄より左記のテーマで小論文を募集しますのでご協力下さい。

- (テーマ)
- 十年後の全国青税連は如何にあるべきか
- (締切日)
- 昭和四十六年十月三十日
- (字数)
- 十五字つめ二十行原稿用紙で二十枚以内(六千字以内)
- (送付先)
- 連盟本部まで

化」が掲げられた点と個人加入会員が連盟規約上に団体と同時的に明示された点である。

全国青税連の目的は連盟規約第二条に三つの目的を掲げ改正前は、「税理士制度の発展強化」が

発展強化」の目的を掲げているからである。他の研修、親睦、連絡等の目的はそれ自体が目的というより、第一目的の「税理士制度の発展強化」を達成する為の、第一目的を組織的に効果あらしめる為

# 張 主 税理士制度の発展強化こそ

第三順位とも解釈されたり、三つの目的は同時目的であると解釈されたりした。全国青税連は、法改正問題に総力を上げて運動をし、

今後、全力で対処しなければならぬが、それは「税理士制度の

の目的である。今回の改正で第二条のトップにこの第一目的を明定したことは単に目的の順列を組み替えただけではない。

青年税理士一人一人が、税理士制度の発展強化を考え、行動する

ことは当然だが、末川博士も記念講演で述べられた「一人一人の力は小さいが、これを結果すれば大きな力となる。力を結果することが第一で、全国青税連はこの力の結果に有効である。」ということをもう一度認識し、青年税理士の個々の言動を全国青税連に集結させ、大きな力としなければならぬ。その為には、組織体そのものを拡大強化しなければならぬ。

我々は組織強化と同時に、組織の在り方も考え、時代に即応した近代社会にマッチした全国青税連に発展させなければならない。

近世青年税理士連盟への道こそ、我々が進むべき進路である。

(注)  
広報第十号、当記事中の字数欄に行数がもれていましたことを、深くおわびいたします。

なおテーマについては、いろいろご意見があると思いますが、自由に書いて下さつて結構です。  
(広報部長)

日連46第 403 号  
(業第64号)  
昭和46年 9 月17日

全国青年税理士連盟  
会長 村田 昭 殿

日本税理士会連合会  
専務理事事務取扱 北川 孝

貴連盟「申入れ書」(昭和46年 8 月23日  
付)に対する回答

お申入れにかかる、「商工会等の経営指導員に対する臨時的税務書類作成等の資格付与に関する件」につきましては、過般、日本商工会議所及び全国商工会連合会より要望があり、本会の前正副会長会で採りあげ検討致しました。

その結果、まず商工会等の指摘にかかる「商工会、商工会議所の地区であって税理士の皆無の地区」が果してあるかどうか等につき各税理士会を通じ実態を調査、把握するとともに、税理士法の見地からその違法性の理論武装をすとの一応の結論を得、直ちにそのための措置を講じたわけであります。

その後、本会の新執行部発足とともに、新年度、指導部においてそれぞれ本件を採りあげ検討中であり、また、各会依頼にかかる実態調査も 9 月中には出揃う予定となっております。

日税連では、昭和38年10月のいわゆる三者協定の趣旨に基づき、指導所の設置等小企業納税者対策を進めてきており、本件は、その一環として密接に関連するばかりでなく、税理士法第50条の例外的制度の検討という極めて重要な問題を擁しており、税理士制度を混迷に陥れる虞れがあるものとして看過できないことは、貴連盟ご指摘のとおりであります。本会では、上記のとおり、近くそれぞれの所管部からの資料提出をまわって、正規機関に付議したうえで確固たる方針と対策を講ずる所存でありますので、ご了承いただきたくお願いを申し上げます。

日本税理士会連合会  
会長 木村 清孝 殿

昭和46年 8 月23日  
全国青年税理士連盟  
会長 村田 昭

申し入れ書

今般、日本商工会議所及び全国商工会連合会より経営指導員に対する税務書類の作成等の資格付与に関する申し入れがなされたと聞きおよんでいます。もし、この申し入れを許すならば偽税理士排出の温床と化すばかりでなく、日税連自ずから税理士法第50条違反を認めることとなります。更に重要なことは、付加価値税導入の体制整備との関連でとらえる必要があり、税理士制度を混迷に陥れ入れるものと言わなければなりません。

特に、臨時税理士の例外的制度の廃止は日税連の第二次試案でも要望していることでもあり、これに逆行するような税理士法第50条の拡大への道は、我々の絶対に許容できないところであります。(なお、臨時税理士の申請者は限定列举されており、今回、申し入れた日商等は、いかなる理由があるにせよ申請者には該当しません)

日税連は早急に毅然たる態度で、この申し入れを拒否し、あわせて税理士による小企業納税者の指導体制確立をはかるよう強く申し入れます。

ことの重要性にかんがみ、9月10日まで文書にてご回答を賜りたく、切にお願いする次第です。 以 上

申し入れ書に関する経過説明  
本年度第一回の理事会(八月七日・東京)で臨時税理士問題が採り上げられ、日税連に申し入れ書を提出し、回答を入手することが決議され、その原案を村山副会長が作成、村田会長が九州に出向中だったので、寺沢東京青税連会長が補正して、会長の帰京を待ち、再びねりなおし、最終的に申し入れ書の文章を作成した。北川副会長の、回答を出すとの旨質をとっていたが、遅れていたもので、北川副会長との対談でとり上げ、九月二十二日午前十時五十分迅速で連盟本部に到達した。

# 付加価値税導入と税理士制度

兵庫 西尾茂己



## 税

制調査会の基本問題小委員会、六月十八日、長期税

制について最終報告案を了承し、同二十二日の総会で審議可決。七月一日にこの「長期税制のあり方」についての答申を公表した。その頃から急に新聞が書きだした。だが、要約してみると、今回の答申は、従来とくらべて、その内容について具体性を欠いているといわれ、特定の施策をその中に見出すことはできないが、この答申をよく読むと、二つのポイントを明確に打ちだしている。一つは税負担を除々に引きあげること。いま一つは、これまでの個別消費税(物品税)の代わりに一般消費税(付加価値税)の導入を示唆したのである。

## 答

申には、「十分な検討が必要」「国民の選択の問題」という表現を使っており、「導入しろ」とはいいはなかつたが、九月一日、水田蔵相は、付加価値税をこの二、三年内に導入する決意を固め、導入のための準備を進めるよう事務当局に指示したのである

## 付

加価値税の導入については問題点が多く、基本問題小委員会の報告には、①納税義務者が多く制度が複雑である。②欧州諸国と異なり、一般消費税制度のない我が国ではなじみにくい。③物価水準を引きあげる恐れがある、などと指摘しているが、果たしてただそれだけののだろうか。

## 紙

数の関係で、付加価値税の種類などを論じてはおられない。同委員会では、欧州共同体(E.C)諸国が採用している「前段階税額控除方式」(E.C方式)

がもっともすぐれているという意見である。E.C方式というのは次の通りである例えば、付加価値税

の税率を一〇%とすると、メーカーが卸商に一万円の商品売る場合、その一〇%を加えた一万一千円を売値にし、千円を税金として納める。つぎに卸商が経費と利益を加えて、代金二万円で売る場合、一〇%の税金を加えた二万二千円を売値とし、この二千円から、メーカーがすでに納めた税金千円を差引いた千円を税金として納める。小売商も消費者に売る場合、同様の方法を取り、結局、税金は最後の消費者が負担するというやり方である。

## 間

接税である付加価値税の仕事組みを「論理的」に検証すると、小売業、卸売業である納税義務者である企業は、あくまで、消費者に代わって税金を立替え払うだけで、自分からの負担はゼロである筈であるが、しかしはたしてそうであるのか、これは税制のタテマエのあやなすトリックで、現実には、一部又は殆んどを、最末端の小売商が負担させられるケースが予想される。

## 又

付加価値税には、記帳義務は不可欠の要件であり、すべての納税義務者は、付加価値税の適用と、税務当局の監督とを可能ならしめる程度の記帳が行なわれなければならない。又他の納税義

務者に対し、供給及び給付につき請求書を発給し、すべての納税義務者は、毎月、前月に行なわれた取引につき、税額と控除額の算定に必要な事項を記載した申告書を提出しなければならない。

## 又

この記帳義務に対する質問検査権については、法人税法、所得税法などの直接税の質問検査権と異なり、間接税である付加価値税については、納税義務者の支払うべき税額は、納税者からの預り金であるから、この預り金に不正があったら、これは横領であり、国税犯則取締法の対象となり、記帳義務を守らなかつたり、販売に際して付加価値税を被せていなかったならば、この納税義務者が税金を負担するだけでなく、現行犯として、告発されなければならないのである。

## 私

達税理士の使命は、二次試験によれば「租税制度の改善に努力しなければならない」とある。

## 我

が国の税制にこの付加価値税を導入するのならば、コンピュータにより法人所得の売上高と付加価値税の完全発生主義による課税標準との照合も、機械的に可能となり、直間併せて一人の調査官が調査するのならば、大蔵

省設置法、その他に照らして明らかに職権の濫用となる。

## 憲

法で保障された最低生活を維持するための所得税の課税最低限の引上げを怠たり、青色専従者給与の限度額撤廃、青色事業主特別経費準備金新設なども、付加価値税導入のための布石だったのだろうか。

## 一

方、高額者のための利子・配当・株式及び土地の譲渡の分離課税でズタズタにされた所得税法の精神。巨大会社のための租税特別措置の温存。などによる負担の不公平だけでなく、経団連は、企業体質強化へ新税制の要望として、輸出市場開拓準備金に代る輸入市場開拓準備金、法人税の減税、退職給与引当金の百%繰入。減価償却期間の短縮。為替変動準備金新設。欠損金の長期間の繰延などを要望している。

## 私

達、税理士は、中小企業のために、絶対、付加価値税の創設を許してはならないのである。

### 会費払込案内

今回の規約改正で会費は月額一〇〇円となりました。

納入方法(郵便局払込)

振替口座番号(東京九五二八一) 加入者名 全国青年税理士連盟

# 商法改正に反対する理由

日本税理士会連合会  
商法改正対策委員長 波多野重雄

## 法

務省立案の「商法の一部を改正する法律案」のうち、資本自由化に対処する改正案の規定を除き、その本筋の監査制度改正案はわが会がなが年断固反対、を呼び続けてきた大きな問題である。丁度、私が二年前委員長に就任した時、法務省民事局はほぼ要綱案のまゝに入っており、法務省の商法部会のメンバーにも直接お伺いし、わが会の反対理由を陳述し、少くとも法案作成におり込んで貰うようお願いしたが、遂に大蔵、法務立案の要綱として、発表された。その後激しい、われわれと中小企業団体との共闘により今春、一億四以下の株式会社分離作戦を当局はとらざるを得なかつた。

## つ

まり資本金基準により一億円を分岐点とした小会社法に分化する考え方である。法務省の商法部会の審議の過程でも論議されたという事はきいていて、この考え方は学者の中には多

いようである。が経済変動の著しい時代に、資本金基準は余りにも形式的であり人為的なのでこの規定の仕方には反対せざるを得ない。賛成論者は他の登記事項、法人税法等の基準を引用しているが商法の基本法での規定の仕方は適切でないといわざるを得ない。むしろ公開性の原則を適用して、粉飾決算防止目的で多くの債権者保護を打ち出すならば、一般に上場

## 又

大小の会社に基づき夫々の監査役の性格が自然と異なる点は人間の基本的問題であり、多くなお論議する問題である。結果的に大会社(資本金一億円以上)に当初目標どおり監査役の権限強化と責任過重を強制する点、現在、証券取引法の下で独立の第三者監査を行っている公認会計士を導入する点は原案とおりである。然るも公認会計士は監

## 理

として監査役にれい属する形となり、現在の証取法に基く監査人としての独立性はいちじるしく低落するものといわざるを得ない。この二点もわれわれは早くから反対の的となつてゐる。

由は◎粉飾決算の張本人は取締役である筈なのにそれ

をチェックする監査役に監査のミスのないことを証明しない限り損害賠償責任を負う仕組みと取締役会の業務監査権との競合点で経営の内部対立をしよう成する因となること。◎公認会計士の導入は現行の税理士法の下ではわれわれは絶対反対せざるを得ない、先づ商法改正案の条文を記しこれと税理士法との対照をすることにより一目瞭然とならう。

### 商法第二九四条ノ三

- ① 会計監査人ハ公認会計士(外国公認会計士ヲ含ム)又ハ監査法人タルコトヲ要ス
- ② 左ニ掲ゲル者ハ会計監査人タルコトヲ得ズ
  - 一、会社又ハ其ノ親会社若ハ子会社ノ取締役 監査役又ハ使用人
  - 二、業務ノ停止ノ処分ヲ受ケ其ノ停止ノ期間ヲ経過セザル者
  - 三、前二号ニ掲ゲル者ガ社員ノ半数以上ヲ占ムル監査法人。となつており。

## つ

(税理士の資格) 一 税理士法第三条、左の各号の一に該当する者は税理士となる資格を有する。以下略

- 一、弁護士
- 二、公認会計士
- 三、税理士試験に合格した者

以下略

まり現行の税理士法では公認会計士も登録することにより税理士業務を行うことができるのである。税理士法第三条の列挙の仕方は非常に問題があるが昭和十七年の税務代理士法制定の資格順序として、ら列したとも云えるであろうが、矛盾した方法である。然しそう成期の公認会計士はむしろ税務代理士より特別試験で多く輩出した歴史の経過と近くの公認会計士特例法で計理士より移行した推移等で当時は公認会計士と云えども九九%税理士業務をやつておつたということでの配列の順序も納得できないことはない、ともあれ、第三者性を有する公認会計士と納税者の代理人制を有する税理士では、その本質的性格、職分が違ふのは明白だが、証券取引法、公認会計士法では税理士業務を利害関係として明定してない、ましてや公認会計士の監査証明を、監査証明省令第二条

第五項に公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別利害関係について……公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合とバクとして規定していないのである。ひどいのであると公認会計士が被監査会社の法人申告書に記名捺印して提出しているのもあるときと及んで言語同断のふるまいといわざるを得ない。従つて商法に公認会計士導入の以前に先づ税理士法の欠陥を放てきた儘では済まされまい。当局は行政指導をして今後税理士業務から脱皮して公認会計士本来の仕事に振り向けるよう努力し、アングレートによる商法監査に移行の希望大となつてゐる。これはむしろその分だけ税理士業務拡大に つながる当局の説明だけでは多くの税理士が納得しないだろう。彼らの多くは税理士業務に定着しており、零細業者(個人青色申告者)位、手ばなしても、実際は監査業務に専念は無理であろう。そこで、われわれは税理士法を改正し、われわれの心配のない姿を打出して商法監査に決着をつけたいと考えてゐる。

## 法

律案は試案より相当次元の低いものとなり一番大事な

利害関係の規定を骨抜きにしてしまい、監査法人のタライ廻し税理士業務ができる条文にはあ然とせざるを得ない、こんなことで監査の強化につながるか甚だ疑問である。

**次**

に親会社子会社の規定は連結財務諸表想定規定の規定であり、近く連結納税申告制度導入の布石としてわれわれ税理士排除の法律となる事は明らかであり同時に、民主的申告納税制度の崩壊につながるもといえ、おろそかに条文を見つめるわけにはゆかないのである。商法への安易な妥協論を唱える人々に警鐘を打ちならしたい。商法は税理士界一人の為にあってのではない、社会の為に改正するのだという、もっともらしい私共の仲間の空々しい言葉も、もうききあきた、もっと真直ぐに改悪点を打ちくだく強い態度が必要である。

**更**

に小商人の規定でも現行第八條で小商人に商業帳簿に

**青税連に望むこと**

大阪青税連 松本茂郎

一、はじめに

全青税の副代幹と大青税の代表幹事の任期が終つてから一年余が

関する規定の不適用も商法中改正法律施行法第三条(小商人の範囲)第八條の小商人とは資本金額二千円に満たざる商人にして会社には非ざる者をいう。と規定してあり改正案第三二二条(商人)八営業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為会計帳簿へ貸借対照表及損益計算書ヲ作ルコトヲ要ス商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシトある。学者は正規の簿記の原則を適用するにこれは訓示規定と云っているが、果して青色小企業者に復式簿記の原則を法定する気でいるのか法務当局の立法はますますおかしく考えられ、私共毎日指導をしている中小青色個人業者の身辺いかばかりかと思う時、又一緒に改悪反対を唱え粉砕に立上るべき目標を次から次え与えておるようなものだ、机上の空論より実務界のわれわれの眞の声をきいて貰いたい。

経ちました。この間、四十歳を超えた大青税の特別会員として全青税と大青税の活動に参加し、あるいは見てきたわけです。その間に感じた点を述べてみます。

二、広報活動について

一、特別会員として感じた最大のもの、全青税と大青税の広報活動の不足です。機関紙は、組織の動脈であり、執行部と会員をつなぐパイプです。一会員になってみると執行部の方針を詳しく、一刻も早く知りたいと思えます。時期の遅れた機関紙程意味のないものはありません。また、税理士会では形式的な決議事項の報道が眼につきまます。そして個人論文に安易に依存する傾向が強いと思えます。会議の決定を形式的にはななくて内容を報道してもらいたいものです。広報活動は、昭和四十六年度が始まって徐々に改善されるきざしがあるので期待したいところです。

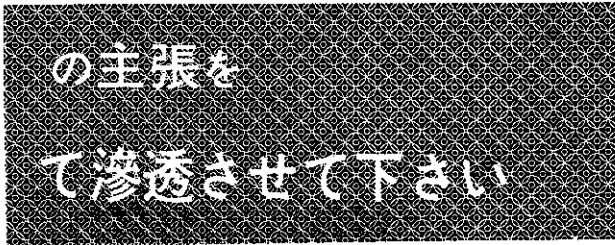
三、年齢制限の意味について

大青税のような年齢制限が是非か、いろいろ議論のあるところですが、二つの問題点があると思えます。一つは、四十歳を超えた会員の中の多くの人たちが特別会員に残らずに青年税理士連盟と関係がなくなることです。それは根本的には、特別会員は発言権以外に会員としての基本的な権限がなく、特別会員間における組織的な関係もないという状態に基づくものでしょう。何か適当な方向が見出せないものか。目下、大青税の執行部が検討を開始していると聞いていますのでこれもその結果に期待しなければなりません。第二の問題点は、年齢制限の長所です。企業もそうですが、あらゆる組織は新陳代謝なくしては発展することができません。青年とは、年齢ではなく、精神の若さが本質であるということがよく言われます。しかし、組織にとって必要なことは、幹部や活動家の新陳代謝です。古い、経験を積んだ幹部や活動家が卒業し、その後を新しい経験のない会員が、幹部や活動家として組織を担って行くことが組織の発展に必要なことだと思います。新しい活動家が次々と輩出することを保障する条件は、古い幹部や活動家がいらないということですが、組織の方針は正しいことが非常に大切ですが、いくら方針が正しくてもいつも同じような顔ぶれで同じようなメンバーの発言が目

立つようではその組織は遠からず停滞するでしょう。私は、大青税の活動の中で新陳代謝こそが組織の発展の原動力であると認識しました。

四、全国青税連の全国的な組織拡大について

商法改悪反対運動における七会の会長の背信行為や日税連会長選挙をめぐる税理士会会長への批判が高まっています。しかし、誰も会長を批判しただけで日税連の民主化ができるとは思わないでしょう。そのような発想自体が非民主的ですから。日税連の民主化は各単位の民主化なしには成立しません。各単位の民主化は、結局は、地道な持続的な、そして長期的な努力によって会員一人一人の意識の変革にまたねばなりません。その点に関して、全青税の個人会員と一部団体加入が、村田会長を中心とした役員の努力によって次第に成果を取って、二百数十名が東京、名古屋、大阪以外の地域で全青税に参加されたことは、最も喜ばしいことといわねばなりません。種々の欠陥があるとはいえ、秀れた組織活動と理論の尊重の特色を持つ全青税が日税連の改革の中心となることを望みます。



### 村田会長の対談—— 広報部主催 9月18日

村田 今回、日税連執行部が交り新しく木村体制が出来ましたが、それにとりもなつて、「専務理事事務取扱」というポストみたいなのが出来ましたが、一般会員は、その職務がよく判らないと思うのですが、

北川副会長 会則では専務理事を一義的におけとはなっていないのが一つと、今、専務理事をおくことによつて無用の混乱を招くのはマイナスではない、という、政治

**専務理事事務取扱とは……**

村田 今回、日税連執行部が交り新しく木村体制が出来ましたが、それにとりもなつて、「専務理事事務取扱」というポストみたいなのが出来ましたが、一般会員は、その職務がよく判らないと思うのですが、

和と統一を強調して、始めて南九州税理士会の木村清孝会長が、日税連会長に選挙の結果誕生した。

全国青税連・広報部は、九月九日、木村会長と北川副会長（商法担当・専務理事事務取扱・名古屋税理士会会長）に文書でインタビューを申込んだ。

今回は、再び商法担当副会長に選任された北川孝副会長と村田会長との対談の全内容を掲載する。

北川副会長の積極的な協力に感謝します。

日時・昭和四十六年九月十八日 午後6・30～8・30  
場所・日本税理士会連合会・会長室

村田 今回、再び北川先生が商法担当の副会長に選任されたのですが、溝田執行部のときと、少しちがってきている点があるのではな

北川副会長 そうですね、この前の常務理事会においても、日税連の統一が、ほぼなつたので早い機会に専任の専務理事をおくだろうという見通しをもっています

村田 今回、再び北川先生が商法担当の副会長に選任されたのですが、溝田執行部のときと、少しちがってきている点があるのではな

村田 今回、再び北川先生が商法担当の副会長に選任されたのですが、溝田執行部のときと、少しちがってきている点があるのではな

北川副会長 そうですね、この前の常務理事会においても、日税連の統一が、ほぼなつたので早い機会に専任の専務理事をおくだろうという見通しをもっています

的配慮から、暫定に専務理事取扱をおくということですね。

村田 無用の混乱とは具体的にどのようなことですか。

北川副会長 東京会が日税連会長選に棄権せざるを得なかつたという現実の事態を直視して、なお、これに拍車をかけることは、日税連の法改正運動等々にプラスにならないという情勢をみた具体的な理由ですね。

村田 時期がくれば専務理事をおくということですね。

北川副会長 そうです、そして、この前の常務理事会においても、日税連の統一が、ほぼなつたので早い機会に専任の専務理事をおくだろうという見通しをもっています

最近の「税理士界」(九月一日発行)のトップに、八月二十七日の第一回常務理事会の報告がありますが、その中で「基本的方向は従来と変わりはないが、今後は過去の変化を的確に判断し、弾力的に運動を進めていく」と北川先生は発表され、承認されたとあります

村田 簡に云うと商法改悪に反

最近の「税理士界」(九月一日発行)のトップに、八月二十七日の第一回常務理事会の報告がありますが、その中で「基本的方向は従来と変わりはないが、今後は過去の変化を的確に判断し、弾力的に運動を進めていく」と北川先生は発表され、承認されたとあります

村田 簡に云うと商法改悪に反

が、よく理解出来ないもので、判りやすく……。

**商改運動は柔軟で強靱な戦術でいく**  
——理論を強化し情勢分析を正確に——

北川副会長 その報道は誤っていません。もう一度、言ってくれませんかそれは、基本方針の正しさを再確認すると同時に、更にこれを強力に推進することが基本態度で、これに加えて、従来の運動方法には批判があつたと、それで生硬的な運動の仕方を見せて、柔軟かつ強靱な具体的戦術を採用していること……。

村田 簡に云うと商法改悪に反

北川副会長 税理士界の記事からするとそういう疑問がでるのは、

**大会社は 公開会社でよい**

村田 ただ気になるのは、過去の論理……という点と、弾力的に進めていく……という点ですがね。思うに、これは商法改悪という反対運動の範疇で弾力的な運動をするものか、それとも、修正論とか妥協論を含めた意味での弾力的なのか

**弾力的運動とは 妥協論を含むか**

対する基本的方針には変化がなく、反対運動のやり方を、情勢にマッチした方法でいくという風に考えてよいでしょうか。

北川副会長 そのとおりです。

村田 実はこの記事は後で問題になると思つたものですから、最初に取り上げたのですよ。

北川副会長 そんな記事になつていたですか。その内容は、まちがっているね。速記録をみれば判るが、そんな説明は私はやっていませんね。



# 全国青税連

## 税理士会の主張とし

### ——北川日税連副会長と

当然でしょうね。効果的に行うということは、弾力的に効果的に行うということ、例えば、今度新しく打ち出したのは、特例の是非は別として、公開会社、非公開会社に注目して、従来、緑引論に終始していたキライがある大会社は、社会から資本を集めるのであるから、その反対義務として、社会からの監査を受けるべきであるということから大会社は株式を公開している会社に限定すべきであるということ、三億とか五億とか云うのはナ

ンセンスであつて、対象会社の異質性に着目したのであつて、従来とかわつた主張を明確にしました。今の資本金基準には合理性がないですね。有限会社にも一億以上のものがたくさんあるのだから村田 私も社会的要請からの監査の必要性は認めるし日本の経済基盤にマッチしたものを考えなければならぬと思うが、大衆投資家の保護という見地から、いわゆる公開会社に対して効果的な権威のある監査をやらねばよいと思つています。先日の我々の商対を名古屋で開催した時に、先生にも出席してもらつたのですが、今後、我々の会議などにも日税連の主脳部の方々にも出席してもらつて対話をしたいと考えているのですが、あの商対で先生の報告の中で「一般の正副会長会では過去をのりこえてままとまつた」と発言されたが、先程の税理士会の記事とは全く異なっているし、正式に訂正してもらわないと、二万会員は迷ふと思うのです。

「税理士界」(九月一日発行)  
の記事は訂正させる

北川副会長 そうですね。それは

広報部の取材が悪いんだからさつそく訂正します。  
村田 そうでしたら七月二十一日の定期総会の第三号議案の重点施策である商法改悪に反対し、適切な対策を進めるにあつてはいる気がします……。

北川副会長 そうです。  
村田 先に進みますが、これ又、「税理士界」に四月十日付の法律案が出ていますが、そして日税連も我々も、これを基にして問題点をピックアップしているのですがこれは正式には未だ公表されていませんね。

法律案は日税連が  
取材して発表した

北川副会長 そうです。これは日税連が取材したのです、国会には法律案の説明があり、それを取材したのです。誤っている部分もあるし、本当かどうか知らんが、更に修正しているという話しを聞いていますかね。

村田 基本的な方針や確認はこれくらいにして、次の通常国会に上程必至と考へておく必要があるのでしょうか。現在、米中問題、日中問題、ドル・ショック問題、経済問

題、自 内部の問題等、客観情勢の変化があつて、色々の見方が出ていますが、この見通しは、反対運動の進め方にも関係してくるし、先生はどうみてもおられますか。  
北川副会長 上程必至というか、



阻止ができたときとみるのは若干、過大評価となるおそれがある。  
政府は入出国管理法に全力を投入しておつたので、その点に我々は、情勢を適確に把握してはなかつたのです。来年の国会で米中接近等によつて入出国管理法が見合されるとすれば、商法改正案は、比較的容易に出されるのではないかと。これに反して有利とみられる要因は、商法改正案は、出発点からみて、来年通過するにしても実施は十年たつていて、ドル・ショック等を含む経済の変化についていけないという批判が出てきて、ドル・ショック以後の激変する経済に最も適合する商法改正にしたらど

上程される見通しと云えます。ただ、それには、いくつかの前提がつくのですがね。この前の、おたの商対で説明したように、政府は第一に入出国管理法に力を入れ、商法改正は第二であった。商改は日税連の反対運動のみで上程

うかという意見が出ていし、ドル・ショックで日本経済は重大局面にさしかかつていいる時に、商法改正どころではないという空気が経済界では支配的なんです。これを総合するに情勢は有利に展開しつつあるという認識です。だからこ

そ、情勢に適合した運動を強化する必要があると考えている。

本質を二万会員に  
知らせるべきだ

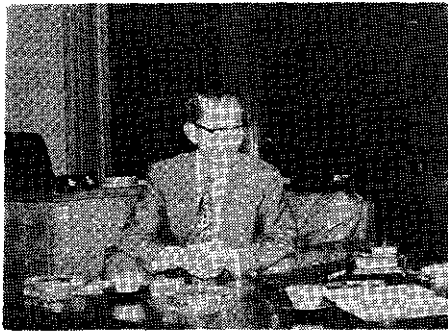
村田 そこで情勢有利とみて、ここで何をしなければならぬかという事です。前年度の商法改悪反対運動を反省してみますと、果して二万会員は、商法が何故改悪なのか、その本質を正しく、適格に把握しておったのかを考えてみると、執行部というか前線の人々だけ判って(？)行動しており、一般会員は、よく認識していなかったのではなかつたかと思うのです。よく認識していなかつたから盛り上りがなかつたのではないのか、大会やデモに参加するには参加しても、それだけに終った面はなかつたのかという反省が出来ると思うのです。今度は、法律案の問題点を本質的に研究し、二万会員にわかりやすく説明し、商法改悪の研修会でも開いて、まず、自己の会員を執行部は説得することがこの与えられた時間を効果的に過すことであり、又、中小企業の擁護者である税理士会が、もっと大局的な観点から、商法改正の問

題をとらえて、会員、中小企業にPRする必要が有ると思うし、これをしなくて法改正に全力で対処出来ないと思うのですが……。

要望書作成中

北川副会長 それを痛感しまして新情勢に合った日税連の要望書を現在商対で作成中です。

村田 そうですか。その要望書といえますのは、どこに対するものですか。北川副会長 国会、政府です。



その骨子は常務理事会で承認を得ています。そして、もう一つ新しい要望書を来月(十月中)に

発表します。

研修会を開催しては

村田 正しい認識なくしては法改正は執行部だけのものにあり、大会は盛り上つても、お祭り気分的になるので、一般会員に対するPR文書を作成する準備があるのかどうか、又、研修会的なもの企画はあるのでしょうか。

北川副会長 要望書が出来たら、ご趣旨のとおり推進することになります。

要望書は、法律案の矛盾点を具体的に指適する内容です。

村田 それはいつ頃ですか。北川副会長 十月十八日に商対で確定して来月の正副会長会にかけて発表しようと思つている。

二・二国民大会は  
どう評価するか

村田 それから話しが前後しますが、前年度の反対運動の反省の点ですが、気になるのは、二・二大会のことですが、あの時は、やるかどうか相当、正副会長会で意見

が対立したと思うのですが、二・二大会について商対担当の副会長として、どのように評価しているのですか。

北川副会長 主体条件の確立の意味から短期的には、おおむね成功したと思います。

村田 と云いますと……。

改正阻止には直接効果  
は少なかつたのでは

北川副会長 改正阻止には直接効果は少なかつたのではないかと。少くとも一四〇〇万の費用には、つりあう経済効果はなかつたのではないかと反省していますね。

今後は経済原則に従つて、最小の犠牲で最大の効果を生むような具体的な運動方法を進める必要がある。あれは一つのパターンですね。現時点で評価しての当の効果があつたと思ひますか。

大きな効果があつた

村田 我々は全てではなかつたかもしれないが、大きな効果があつたと考へる。

例えば、特例の問題なんかが発的に出たし、自民党のある議員がいろいろに、形式的には法務省も後退したかっこうになっているし、妥協論者が出たりした時でもあつたし、国民大会の決行は、ハドメになつたと思うし、あの時点では、高く評価しているのですが。又、民主主義のルールにのつたデモンストレーションで意思表示は社会に向つて最も効果的な手段と思つています。

北川副会長 今、云つたとおり主体条件のひきしめにはなつたと、短期的にね。しかしその後、生れたのが日税連の分裂であつたことも認識する必要があります。

村田 現象論とすればそうでしょうが、商法改悪の本質を根本的によく理解して運動をやるうとしたグループと、単なる政治的妥協の芸術だとして単なる形式的な力の限界点だけしか考えないグループであつて、二・二大会そのものから分裂が起つたとは思ひません。そうでないと二・二大会に、分裂の原因があるとする認識が正しければ、何んの為の国民大会であつたのか、大会参加者、大会を見守つた人々を、もてあそんだことになるのであつて、その様な評価はしていない。

効果的なゲリラ戦  
をやるべき

—マン・ツーマン方式の  
折伏—

北川副会長 国民大会が完全に成功しておれば公然に分裂するということはありませんかといふことはあり得なかつたとはいえないですか。

僕が云いたいのは、あれで、商法改悪阻止に、どれだけ具体的に力になつたか、例えば、自民党の総務会、政調審議会にどれだけプラスになつたかを考えると、プラスになつていないんだね。これは我々は目で確認してはいますからね。むしろ、僕は法務会でしかりたおされたですよ。

「国民大会をやつたことで、君達は一体、どの政党を頼りにしているのか」とね。よしあしは別ですよ。

改悪阻止の力にならなかつたのはげん然たる事実です。ですから企画室で個人的に主張したのが、ゲリラ戦術もあるといったのです。阻止するには、如何に最短距離の具体的方法をさぐるのが任務だったのだ、すでに企画室は二・二大会開催の準備金になつていた税懸でも渡辺私案に最後まで反対されたのは極めて少なかつたので

すよ。

大会が成功しておれば、渡辺私案に全員、反対されていたはずですね。

それよりも、もっと具体的で効果的な方法がないものかと僕が言ったのだが、むしろ、効果的なゲリラ戦をやるべきといったのだが。

村田 そのゲリラ戦というのは、北川副会長 それは個々マン・ツーマン方式による折伏ですよ、大会で粉砕／＼では、具体的な説得力がないですよ。

大会と同時に執行部が個々を説得する方が効果的

村田 我々は見方が先生と全然ちがうのですがね。その方法をとりとしてでもすね。それ一つの方法が効果的ではなくて、二・二大会という国民大会の総力を上げての決起大会をやつて、これと平行して日税連の最高執行部が、今、先生の云われた個々の国会議員なり政府なりに対して、二・二大会をバックにして、世論をバックにして個々の説得をやる方が、これこそ効果的であると思うし、具体的方法の二者択一でなく、同時に

実行してこそ説得力があると思ひますよ。別の団体でも、この種の運動は、そうしていると思うのですが。云いたいのには、大会は実行したのが、個々の効果的な説得力がなかつたのではないですか。

北川副会長 なかつた——。

村田 いや、なかつたと簡単にいわれると困るのだけど、もう一つは、二・二大会をやらなかつたとは仮定した場合ですよ、一体、どうなつていたのかを考えたら、恐しい気がするのです。個々の説得力も不十分とすると。

北川副会長 それでは、二・二大会をやらなくて、あれだけのエネルギーを個別的に集中していたらどうなつていたかも考えて下さいよ。

村田 ゲリラ戦を展開したとしても正しい認識をもっていないと、相手を説得するだけの理論的根拠をもっていないと出来ないのではないのですか。

我々も陳情をやつてみて、ただ文書を書くばかりが多かつたし、陳情することを尻ごみしてある会員もあつたようにみた。これは理論のうらづけが弱かつた為です。

何をやるにも、又、新しい具体的方法を探るにしても、「何故、

商法改悪 反対するのかわ」をこどもう一度、会員に知らせて、その上立つて、行動を開始したいと効果的ではないと思う。これが先決である。



北川副会長 反対は、即、妥協だというふうな見方ね。本人の云い分を聞かずに簡単に妥協派という様なレッテルをはることはファッショなんです。民主主義では決してないわけだ。

村田 もっと効果的な方法があつたのではないかという意味で反対されたらと受けとめていいのですね

北川副会長 そうです、その効果的な方法をさがすことが当時、許されなかつたわけだ。

村田 あゝそうですか。

北川副会長 そうですよ。だから僕は、商法担当副会長の辞任を申し出たのですよ。

村田 我々はその時期に於て、国民大会を執行するより方法はないと判断したのですが。

北川副会長 国民大会の目的は何ですか。阻止することにあつたのか。

北川副会長 二・二大会の勢力をなげ、個々の会員に向けなかつたか。僕は国民大会を否定するものではないが、あの力を全会員に対して徹底し、国会では自民党の法務部に集中していららと思つています。

今後の情勢判断をし、国民大会が最も効果的であると考へたら行いますよ。

村田 考へてみると、北川副会長は商対の最高責任者でありながら国民大会開催には反対であつたと受けとめた会員も多かつたと思うのですが。

し、そうならば、堂々と二・二大会で收拾すべしという意見を出して批判を求めるときではなかったかと思う。すぐ後に二・二六事件が起つたのですから。

それから、正副会長会で「五億円繰引論」を内容とした要望書をつくりましたね。

「五億円繰引論」は情勢に強制された

北川副会長 あれはね、情勢に強制されたのですよ。いささか冷静を乱したきらいがあると反省していません。

自民党の政調審議会で要綱案が通つたし、総務会長に上程するしないを含めて全てを一任になり、仕方なくあゝなつた。これは、執行部としても自己批判しなければいけない。やはり、本質の理解がいきわたっていなかったのが原因だね。執行部自体が。

当時は、何が何んでも敗れてはならないという悲壮感で私を含めて走つたのは事実です。

あゝいう軽はずみなことに。現在では、もはや、それは克服されたという事です。

村田 我々は、見切り発車される

という判断である要望書が出たと思ふし、溝田会長も、これを一番心配していたと思うのです。オー・オア・ナツシングではだめだという配慮があつたと思う。

北川副会長 情勢に強制されたのですが、やはり主体性がなかったように思われるので、今では自己批判しています。

時代にマッチした全文改正を

法理論を先決に考えるべきだ

村田 それから商法の中味にふれてみたいが、個人的に考えているのですが、今の法律案が正しいものとすれば、A案だB案だと云つていた時からすれば、十年に近くならうとしていますね。少し、時代遅れの感がする。一部改正としては、現在の経済事情の激変する時、そして明治時代に作られた商法で一部改正はあつたにしても近代経済に成長した我国経済機構というか、近代商法を考え直す時期がきていると思ふし、ツギハギシた商法にするよりは、もつと別の角度から考える時期ではないのか、もつと根本的に考え直す時期ではないのかと思ふのです。

今後の反対運動、開するにし

でも、反対／＼では限度がくると思ふし、日税連から積極的な提言をしていかないと、日税連はどういう意見をもっているのかを問われると思ふのです。税理士会が中小企業の味方という立場から、何を考へているのかを問われると思ふのです。ですから、ここで全文改正という意見を打ち出すことがいいのではないかと思ふが。

この意見にも二つの理由があるが一つは、客観的情勢の変化という点もありましようが、私が強調したいのは、商法の二分化、即ち大会社法と中小会社法(特例)の二分化が中小企業の反対を弱める為に出てきたが、この考え方というものは、商法は基本法という今までの通論をくつがえすものであり、商人の憲法といわれるものに本質的に差別規定の思考を入れてきた。ここに重大な問題があるのであり、政治的なかげひきで一定の基準を形式的に設ければよいだらうでなく、商法そのものを根本的に考え直して見る必要がある。

具体的にいふと、商法の二分化を学問的に支える会社法の理論からまず研究して商法全体にまで進みます商法全般を考へていくべきものであると思ふ。

二分化が一つの流れとして考へるとすれば、二分化を支える法理がなくては理論的にも問題である。これが先決条件ではないのでしょうか。今のは政治の場だけの便宜策ではない。

北川副会長 情勢の分析は全くお説のとおりで、これは常務理事会でわたくしが報告したものとほぼ同じです。もともと株式会社法は公開を原則として、ものが一つ。もう一つは、お説の二分化は憲法十四条違反じゃないかという疑問があります。これについて、「強制されない所に平等原則の違反はない」のであつて、株式会社にするか有限会社にするかその他にするかは自由であり、いやなら別の会社をつくれればいいという反論があります。私は、法理論としては肯けないこともないが、間接的強制じゃないかという疑問があります。

村田 しかし、本質的に法人格を二分化することになるのであり、やはり差別することになる。株式会社がいやなら有限会社にすればいいというのはおかしいし、株式会社の規制がいやで有限会社として大有限会社が数多く社会的に存在するとしたら、これ又、問題が起る。現実の企業形態が先行して、商法が後

は……。

やはり、二分化するにしても法理優先でないと禍根を残すと思ふ北川副会長 それから二十五年の改正は、事実上の株主総会の形骸化を認めたりえて、この権限を縮少し取締役会の権限を拡大する方向をとつた。とくに代表取締役の業務執行を監査する権限を与え小型株主総会を想定しているわけです。だから株主総会の形骸化を反対理由とするのはとくに巨大会社の場合適當ではないと思ひます。

村田 取締役会の業務監査機能は固有の権利ですね。

北川副会長 そこで、取締役会の機能を再確認するように要望書に入れるつもりです。従つて、取締役会が正常に働いていれば、粉飾決算はありえないのです。大会社の粉飾は常務会で粉飾を決議して經理に命じるのですよ。これは明らかに業務執行です。この業務執行そのものを取締会が監督すれば起りえないんだなあ。この辺も要望書に入れる予定です。

村田 今回の法律案でいうと一番

取締役会の機能を再確認するように要望書に入れるつもり

北川副会長 そこで、取締役会の機能を再確認するように要望書に入れるつもりです。従つて、取締役会が正常に働いていれば、粉飾決算はありえないのです。大会社の粉飾は常務会で粉飾を決議して經理に命じるのですよ。これは明らかに業務執行です。この業務執行そのものを取締会が監督すれば起りえないんだなあ。この辺も要望書に入れる予定です。

の泣き所は、その辺であって取締役会も業務監査を自己責任でやる監査役も同じことを行う、取締役会の根本的な検討は設置している

しかし粉飾の当事者は先生も云われたように取締役会である。おまけに当事者厳罰主義でなくて監査役に一方的に責任を強化している。おまけに取締役会の下請的存在が監査役となっていて、これでは、一体、今回の商法改正の真の意図は何であったのか。別に目的があるのではないのかと思はれても仕方ないのではないか。げんに法律案の「理由の中には、粉飾防止

ということに一言もふれていない北川副会長 法制審議会の当初の議論は取締役にメスに入れようということだったんです。それが、しりぞけられたのは我々の経済実情に合わないということだった。何が実情に合わないかと逆に聞きたいのですがね。村田 そうですね。だからこそ、今後、ますます粉飾が法的保証のもとで堂々と出来るようになる。企業会計原則の修正と考えあわせると粉飾決算の合法化となり、本末転倒もはなはだしいと思うが。責任の転化をしたのみで、取締役は法的保証さえ、与えられようとして

しているのですね。

粉飾決算の合法化とは どういうことか

北川副会長 私の方から聞きたいのですが、粉飾決算の合法化というのは具体的に、どういうことですか。

村田 それは企業会計原則の修正と関連されて考えてもらいたいのです。公正な会計慣行の中心的存在といわれている企業経理の指針が大巾に後退し相対的真実性を保証する「継続性の原則」の形骸化。「引当金」設定の緩和を考えても

「引当金」設定の緩和を考えてもらえば判ります。利益調整が取締役会の恣意で可能となり、監査役・監査人の監査対象からはずさされていることをみた場合、証取監査と商法監査の一元化目的からして粉飾決算に法的保証を与えるものであり、合法化であると考えられるのです。

北川副会長 それを規制するものがあるには一応はあるのです。「会社の財産及損益の状況を正しく示す(二八一条の三②四)」がそれです。正確明示というのは違法は当然だが、適正性も含まれると解するのが相当であると思う。適正でない引当金計上とか企業

の恣意性による継続性の変更ということであればそうだが、継続性の原則をとってみても、経済の變化に対応して変更するとしても、客観的な基準がなかったというのがそれに対する実務界の反発があります。

これをいまいった適正な財政状態表示と公正な会計慣行を斟酌する(三二条②)でチェックするといいますが、お説のとおり原則の後退でこれらが骨抜きになる危険を指摘しなければならぬと考えます。

村田 商法が改正されると取締役会が行う粉飾決算に対して、法的保証が与えられることになる。

全国青税連でほりさげてもらいたい

北川副会長 その点をですね。いま申し上げたことも参考にしていただいて、全国青税でほり下さげてもらいたいのですがね。

会計士制度の将来にとって大きなマイナスになる

もし粉飾が出れば、会計士の信用はなくなる

村田 現在、商対で昨年十一月に

発表した「商法改悪の本質」というレジメを二二大会で出席者全員に配付したがこれをもっと判りやすく、読みやすくする作業を進めていますし十月には発表出来る予定です。今の粉飾決算の合法化の意見、特に「継続性の原則」・「引当金」の所は、もっと具体的に

にくわしく説明出来るように商対委員長に託してあります。それからもう一つ、会計監査人の問題ですが、私は端的に云って会計監査人は監査役の下請的存在であり、監査役は取締役に従属している

とみる。そこで、会計監査人を、監査法人や会計士にやらせるとなると、会計士制度の将来の発展、即ち会計士の未来像は独立不偏の権威のある監査であるとすればそして社会的使命も、そうであるならば、会計士制度の将来にとって大きなマイナスであり、大きな禍根を残すことになると思う。商法の中で、下請だというレッテルをはられることに、どうして会計士協会は反対しないのか不思議ですが。

北川副会長 下請だとは一概に云えないが会社からの独立性が保証されていないと思えます。

村田 粉飾決算の防止という目的から監査役の強化、会計監査人の

導入をやっているが、今、云った通り、会計監査人は監査役に従属化しているし、もう一つ会計士制度の将来からみて、もし、この修正案が施行されたとして、その後、再び粉飾決算が社会問題化したら、僕は必ず問題化すると思うが、社会から、会計士制度に対して大きな批判が出て、会計士は一体、何をやっているのだという世論が起ると思いますが。

北川副会長 会計士は監査が任務であるし、後で粉飾が発見されるということはどうでしょうかね。能力の限界として、そういうことが考えられますね。ちょっと別のことになりますが会計士協会員部は寡占体制化していて個人では職域拡大にならないし、監査法人のみに集中するでしょうね。会計士の階級は分化しているし僕もこの点どうなるのかを聞きたいね。

商法から適用除外企業が多くなると基本法からみて大問題だ

村田 それから今回の法律案が正しいものとすれば、一億円以上は全て対象になるわけですから、いわゆる金融事業と免許事業の企業も入るし、これらの企業から又、

経団連から反対が出ると考えられます。そうして、もしこれらを除外するとすれば、これ又、商法という基本法、即ち全てに等しくという立場からみると除外企業が多くなれば、大きな問題になると思ふのですが、銀行などで不正問題が社会問題化したけれども、一般的にいうと二重、三重の監査がありこの上に更にという感はしますが、商法体系からの適用除外が多くなることとなると法理論上からおかしなことになると思ふが。

**北川副会長** 現在、国から監査を受けている企業は、一体、何回、監査すれば気がすむのだという反対が出ていますよ。

**村田** もしその反対がとおれば、商法体系上、さきほどの二分化の問題以外に、更に問題が出てくると思ふが。

**北川副会長** そのとおりだと思ひますし、現実的に今の案では都市銀行を例にとつても支店の数と事業量からいっても実施不可能となるでしょうね。そして監査報告書を株主総会へ提出するという改正の主目的が例外設定によつて、没却されてしまふでしょうね。

**村田** この辺の問題点の追求が日税連の反対運動の理論展開で弱かつたのではないのでしょうか。屋上

屋のことだけじゃなくて商法の基本法として対象除外があることに問題があるという点ですよ。それから反対する団体が別にあるから、反対ということのみで手をにぎり、問題点の追求なくやると、反対勢力の増大にはなつても、政治取引によつて分断されるし、現に、中小企業の団体が一億円以下は現行通りということに脱退した経験もあることだし、今後は上程阻止、反対反対の一点ばかりでは運動はやっていけないのではないかと、予想するのですが。

**北川副会長** たしかに安易に無原則に提携団体を求めるのはご指摘のとおり危険があるでしょう。

**業務監査には妥当性の監査も入るのか**

—二七七条の「任務」の範囲—

**村田** 先程も話しに出たが、監査役に業務監査権を与えましたね、

そもそも取締役会にも固有の権利として業務監査権という監督権というか、同じような権限があるわけ、会社内部において交錯する面が出て、会社運営上重大な事態になり混乱すると思ふのです。第一監査役の業務監査の範囲はどこまでをいうのか。公正性は当然で

あるが、妥当性の業務監査まで含まれるのか。これは、あいまいなことでは、損害賠償の問題に密接な関係があるので問題にしたい。取締役の判断で会社経営を遂行する場合に、果して妥当であつたか否かを業務監督するとすれば、今みたいな取締役と監査役の関係では、なかなか難しい問題があると思ふのです。この辺にも理論追求上の大きなポイントがあると思ふが。二七七条ですか、「任務」という表現がありますね。この任務とはどこまでを云っているのかということですよ。

**適法性のみ**

**北川副会長** 今度の監査役の業務監査は、適法性のみ限定しているのです。

**村田** そんなに明言できませんか。

**北川副会長** それは云えます。問題はその接点だと思ふのですよ。配当を例にとつてみても、適法ではないが適正でないということもあるでしょうね。

**村田** そのあいまいな点が、そっくりこの案では表現されているのではないのでしょうか。だから会社

内部で会社経営の業務遂行の基本について事後的に問題が出て、混乱し、ひいては、投資大衆に迷惑が、かかると思ふが。

**北川副会長** その点は、今度の要望書にも入れるつもりですがね。あなたのご意見は全く正しいと思ひます。

**改正の眞の目的は何か**

**村田** こんなことを考えていくと法改正の目的は一体何なのかという原点に帰らざるをえない。これは私見ですが、日本経済として今後資本の自由化はさけられないし、資本が流入してくるであろうことを考えると、今の会計士監査ではたちうち出来ないことをみこして商法に会計士を入れて、コントロールを強化して、なんとか、とりあずえやつていこうという面があるように思ふ。アメリカのCPAには対抗できないかという配慮がなつたのではないのかと思ふ。

**北川副会長** ご指摘のような心配が多分にあるでしょうなあ。同感です。

**村田** そうしますと、日税連の反対運動も、自ずとかわつてこない

とおかしいと思ふが。時代遅れの感じがするのですが。

**北川副会長** そうです。だから、最初に云つたように情勢の変化に対応してやると云っているのですよ。

**村田** 僕は、こういう時期になつてとことですので、国民的コンセンサスを得られる形の「全面的改正」を原点に立ちかえて考える必要な時期と思ふ。これはある所で話したのですが、総理なり法務大臣の下に国民各層の代表者を入れた審議会でもつくて、慎重な検討をし、学者にも、独立して理論的な検討をやつてもらふことを痛感します。

今回の応急処置的な改正では、もはや時代遅れの感があるし、根本的に考えなければならぬ点がありにも多すぎるし。

**北川副会長** そうですね、根本改正をやる時期にやっています。明治商法ですからね。

**村田** 本質をつかまえての全文改正じゃないと意味がない。

**北川副会長** 勿論そうです。

「公正な会計慣行」とは？  
「斟酌すべし」は強行規定では！

**村田** 新しい問題として、三十二

条の二ですが、「公正なる会計慣行」と「斟酌すべし」とり上げた

いのですが、「公正なる会計慣行」は修正企業会計原則を中心にして

考えていることは理解出来るが、会計処理の客観的原則であるべき

ものがばく然としていた点と要綱では「斟酌しなければならぬ」と

あったのを「斟酌すべし」と命令形になつてゐる。この三十二条の

改正点は大きな問題を含んでいま

す。これのみではないが、罰則や損害賠償に波及する。三十三条を

みても、複式簿記を前提としてい

ます。時間がないので「斟酌すべし」に限りますが、命令規定、即

ち強行規定なのか、訓示規定なのか、又、「斟酌」という文言もあ

いまいな感じがしますが。

北川副会長 これは訓示規定だと一般に解釈されているのですがね

村田 訓示規定だとすると、問題があるのですよ。

北川副会長 そらそうでしょう。会計慣行については、法務省の説明は、「会計原則は含まれるが、

そのみではない」と。合理的な基準があれば、それに従えばよろ

しにということですね。もっぱら合理性に求めている。村田 それじゃ、その「合理性」を判断するのは取締役会ですね。

北川副会長 計算表を作成する段階でそうでしょうな。

村田 そうすると、前にふれた妥当性を含む業務監査権を監査役に

与えているのであれば結局は、取締役会と監査役との関係は一層む

づかしくなるし実際の運営上は取締役会が自由に出来ることにな

る。僕は、この二つの表現は全然ちがうと思ひます。「しなければ

ならない」と「すべし」では。又合理性とはいつても引当金設定に

ついでの取締役会の判断する合理

性と監査役の判断する合理性とが交錯する場合がありますし、取締役

会優先の合理性が先行すると思

う。引当金と継続性の緩和した点を

考えると、三十二条で、これに対して法的保証を与えることになり

はしないかとみる。北川副会長 そういう見解も成り

立つでしょうね。私自身、公正な会計慣行を合理性とみると、若干断

定することはもう少し、研究してみ

る必要があると思つています。村田 違法配当、決

算無効の訴えの基準に三十二条はなると

考えられるし、二十七条の「任務」に妥

当性まで入れれば、監査役の強化とはい

つても、本質的には、責任強化のみで、業

務監査そのものを形骸化させてしまつて

いるといえます。そして強行規定とすれ

ば違法の問題もでてくる。斟酌すべしといつていのにしな

かったということになれば粉飾決算につながりますからね。

北川副会長 たしかに、そういう見方も有力ですね。

「政治は妥協の芸術なり」という低次元では解決し

ない本質的な問題が多い

—理論的認識の不足が分裂の原因—

村田 税理士として法律家を職業的にミクロ的にみても、

税務代理と監査との相異性、異質性、親会社、子会社のこと、

子会社とはいつても法人格があるのですから、親会社に調査権が与えられて

いること、これに伴つて連続納税申告書……。

今、問題になつてゐる付加価値税導入とも法律系は関係がある

し、日商等の臨時税理士の要望等、全てが商法改正の動きに関係

があると思ふ。民主的申告納税制度が社会に定

着し、税理士制度も社会的存在として認められつつある時、

単なる政治は妥協の芸術なりという低次元でこの商法改正の問題点を考

えることは、日本経済の発展にとって、税理士制度、

会計士制度の将来の為に禍根を残すと思ふのです。ですから、

木村新執行部は、理論的追求をまずお考えになつて

正しい認識を二万余の会員にう

えつけ、執行部だけの反対運動ではなくして二万余会員の強力な

支持による反対運動を理論をバックにしてする必要があると思

ふ。我々も側面から協力するということにしたいと思ふのです

が、分裂が起つたのもその主因は理論的認識の不足が原因と思

ふ。日税連の三つの柱とは

北川副会長 同感ですね。日税連の三つの柱は、①理論武装を強

化し、これを創造的に発展させること。②情勢の分析に基づいてこれ

に適応した具体的運動を展開すること。③日常業務はこれが為

に阻害されてはならないこと。村田 日常業務というものは、日

税連の日常業務ということですか。北川副会長 いや、税理士の業

務を含めて会の通常業務も更には業務の改善とか経営の合理化等

です。付加価値税導入について

村田 最後に、付加価値税導入を



大蔵大臣は事務当局に指示していますが、我々も次の京都での第二回の理事会でとり上げる様に総務部長に指示したのですが、先生の見解は。

北川副会長 今の付加価値税は、クラシックの付加価値課税でなく、消費者課税になっているので物価に転化されるような税の新設は適当でないことは明白だ。

村田 それと、租税体系の改革ですから、国民の合意が第一でなければならぬし、商法改正のごとき一方的な改革では困ると思う。

今回の付加価値税導入は、明らかに増税目的であるし、付加価値税の諸外国の歴史をみると、戦争直前の財政収入の確保ということですね。日本は戦争直前ではないが、それに近いぐらいの財政資金の安定的な確保ということですね。中小企業の擁護をしなければならぬ日税連が一日も早くこの種の問題にもとろくむ必要があり

ます。北川副会長 その出てきた理由が高福祉高負担のスローガンであるため増税を直間負担比率が二対一ということだけなんだから。

これは日税連も、現在検討をしています。

申入書の回答を早く

村田 それから、先般、臨時税理士の件で日税連に申入書を出し、九月十日までに回答を載きたいと申入したが、今現在きていない。北川副会長 ああそうですか、それはすぐ回答しましょう。

名古屋のチェック・シートの反応は

村田 名古屋会でチェックシートを試行されていますが、何かその結果が出ていますか。

北川副会長 顕著には表われていませんが、ここで再認識してもらいたいのは、イギリスでは税理士の自署押印したものはフリーパスなんだね。我々としては、納税者の自己主張としてそういう姿を表現しようとして、一つの段階的な意味で理解しているのです。

村田 私も終局的にはフリーパス主義ですが、それには税務代理権という新しい概念が社会的に又理論的に定着しないと、税務代理と税務監査とは異なり

ものであるし

現行税理士法のもとでは絶対反対であるし、税理士制度の決定的な崩壊に直結すると思う。

北川副会長 監査でなくて、納税者の自己主張なんだ。自己点検であってそれに基づく自己主張なんですよ。これが自主申告納税制度なんだなあ。

村田 自己点検ならチェック・リストを会社が又は税理士が保管しておけばよいのである。適否まで依頼されているのではなく、それは税務当局の仕事じゃないですか

北川副会長 適否の表明はしていません。また明細は税理士が保管するのです。あくまでも、自主点検なんです。当局の補助機能じゃないのです。申告書に加えて、自からの意思で自己検証にもとづく自己主張を上乘して何が悪いのか。今までの批判はこと如く、的がはずれているのですよ。

村田 しかし自己検討なら、申告書を作成する段階でやればよいのです。これはこの辺でとめておきます。メインテーマでないのです。さて、商法と税理士法との関連

のことですが、ちまたには、商法改正は適当な所で手をうって、最終目的である税理士法改正に全力を入れよという意見があるが、私は、商法に失敗したら税理士法の

改正など、我々の要望とはほど遠いものになると思っ

た理由は。村田 それらを出された理由は。要望したいですね。

全国青税連の主張を税理士会の主張として滲透させて下さい

北川副会長 これは、同時遂行という線で正副会長会で確認していますから。

村田 それは、商法は適当な線という意味ではありませんね。

北川副会長 そんなことはありません。商法で失敗すると税理士法改正はありえないと。

全国青税連に対する批判を

村田 全国青税連に対して先生のお立場からのご批判、ご意見を。北川副会長 それは日税連にも同じことがいえるので、第一に理論を強化してもらいたい。第二に運動は生硬にならないように、第三は情勢の分析を正確にしてもらいたいことです。これは日税連の自己批判、自己ことです。これらを

要望したいですね。村田 それらを出された理由は。要望したいですね。

全国青税連の主張を税理士会の主張として滲透させて下さい

北川副会長 具体的に言えば二・二大会の評価には差異があるのだなあ。既成のパターンにこういせず創造的にあらゆる可能性を検討してもらいたい。

そして意見はどしどし出してもらいたい。そして、全国青税連の主張を税理士会の主張として、どしどし滲透させてもらいたいです。青税独自の意見じゃなくて、税理士会内部に滲透させてもらいたと思う。

正副会長会と懇談会をもちたい

村田 我々も、そのように努力しますのでよろしくお願います。それから、近い内に、まだ正式決定してはいませんが、私は、日税連の正副会長会の先生方と全国青税連との懇談会を行いたいと思っていますので、ご配慮をお願いしたいのです。

要望したいですね。村田 それらを出された理由は。要望したいですね。





# 第十号「会報」発行の動きを追って

広報部長 吉原 啓一

(八)月七日、東京税理士会館にて第一回広報部会を開き、本年度の事業計画、第十号「会報」発行の企画・編集について大綱を定めた。

なお会報発行の作業は広報部の中に設けた「常任編集委員会」が行なうこととした。

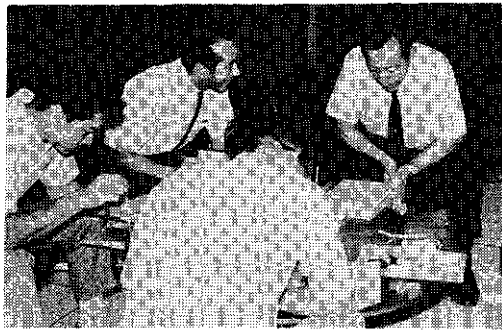
(逆)八日から十一日にかけて、連日常任編集委員に連盟本部まで集ってもらい、広報部会で定めた大綱のもとに、原稿のとりまとめ・校

正・執筆・割付けなどの編集を行ない、十一日夜半近くまでかかりやっと完了、直ちに印刷へ廻す。

(八)月二十五日、ゲラ刷りが出来上り、委員数名が集まり初校を行なう。新メンバーとして初めての会報なので、希望にも頭張る。

(八)月三十一日、慎重を期し再校正にとり組む。

(九)月六日、村田会長と吉原広報部長、広報活動について打合せを



行なう。

(九)月七日、待望の「会報」第十号印刷完了との連絡を受け、翌八日午後六時連盟本部まで会報が届く。ズシリと重い二十四頁の会報をみて、今までの苦労が一ぺんに吹っ飛ば。期待と不安が交錯する中を恐る恐る会報をめくってゆく。

(九)月十日、連盟本部へ委員が集まり会報の発送をする。

(九)月十五日、敬老の日を利用して午後〇時三十分より常任編集委員会を開き、当日は委員全員と村田会長とで夜まで第十号の批判・第十一号の企画など熱心に討議を行

なう。

(終)りに、会報発行に際し、村田会長の多大なご協力があつたことを付記しておく。

(註)常任編集委員会メンバー

委員長	吉原 啓一(東京)
委員	村山 利喜(埼玉)
委員	久保田秀雄(神奈川)
委員	金子 秀夫(神奈川)
委員	櫻井 高雄(東京)
委員	大室 泰二(埼玉)

なお、村田会長には、オプザーバーとしてご協力をいただくことになっております。

## 資料

### 『商法の一部を改正する法律案』等に関する意見書(案)

昭和46年4月10日付、法務省立案にかかる「商法の一部を改正を改正する法律案」並びに「資本の額が一億円未満の株式会社に関する商法の特例に関する法律案」は過般、公表された商法の一部を改正する法律案要綱をもとに法文化されたものと考えられる。

いうまでもなく、その意図するところは株式会社監査制度の強化により粉飾決算を防止するため監査役に業務監査権を付与するとともに、その権限の強化と拡大を図り、さらに会計監査人による外部監査制度を導入することを骨子とするものである。

しかしながら、われわれは、すでに株主総会が形骸化し、取締役会が法本来の機能を十分に果していないわが国株式会社運営の実態に照らし会社機関相互の見直しを図らなければ、粉飾決算防止の実効は期待できないと考える。

そこで当会は、かかる商法改正案が、わが国経済社会に及ぼす影響が極めて大であることに鑑み、その主要問題点を摘示して、今後なお会社制度全般にわたる慎重かつ充分な検討を加えられるようつよく要望するものである。

### 「商法の一部を改正する法律案」等に関する意見書(案)

#### <各論>

- 一、資本金基準により、特例法適用の範囲を画することは適当でない。むしろ大会社を規制する特例法を設け、その株式を取引所に上場している会社に限定すべきである。
- 二、商法に特定の職業人による外部監査制度を強制的に導入することには反対である。利害関係人の排除を明確にしたうえで、監査役の機能を補完する制度に限定すべきである。
- 三、監査役に業務監査権を与えることは、取締役会の業務執行を著しく防げ、会社機関の機能強化が要請される経済情勢に適応しない。
- 四、取締役と監査役の損害賠償責任の均衡を図るべきである。
- 五、親会社の監査役(会計監査人)に子会社の業務及び財産の調査権を与えることは子会社の独立性を阻害するばかりでなく、将来連結財務諸表制度導入の布石となり、連結納税申告制度の創設によって、税理士職域を不当に侵害する虞がある。
- 六、零細企業に複式簿記を強要する商法の規定には反対である。(9月18日、日税連・商対正副委員長会で検討された原案です。)

# 「東京青税連」だより

東京青税総務部長 平山 玲是

第一回役員会において、一年間の会務を執行していく上で、青税の指導理念の確立が必要である事が確認され、そのために「商法問題、税理士法問題」を中心とした役員研修会を七月十一、十二日にかけて行なった。

ゼミナールは、はじめに「商法問題」をめぐる寺沢会長をセンターにして進められ、商法問題の本質をすくなく言及討議した。つづいて「税理士法問題」をめぐる岩田副会長をセンターとして進められた。税理士法改正の中心は何と云っても「特試」の廃止であるという意見が多く、また現在日税連でおおげ化しようとしてい

る、いわゆる「第二次試案」については、これを一応の成果とみて何よりも全会員に発表させるべきだという点に意見が集中した。

本年度の特別委員会の委員長には次の各君が任命された。

税理士法対策特別委員会 岩田克夫  
 商法対策特別委員会 荻野弘康  
 業務改善特別委員会 山神 昇  
 組織強化特別委員会 山口勝男  
 各委員会の活発な活動が期待される。現在税理士会がかかえている諸問題の解決をみいだすべく八月二十日には、東京青税執行部と東京会の青税会員理事等との懇談会を行なう。

## 全国青税連会員各地で役員に！

——全国青税連の灯を全国に——

(高知)	四国税理士会高知支部の定期総会で、高知青税連から左記の会員が選任された。
常任理事	鎌倉 理八
理事	齋藤 良昭
紀律監察委員	戸田 泉
幹事	中島 國治
同 事	森木 将雄
(鹿児島)	南九州税理士会の理事に左記の会員が選任された。
理事	坂口 健一
同 事	森 政雄
別府	忠寛

# 「神奈川青税連」の近況報告

神奈川青税総務部長 久保田秀雄

昨年九月に東京地方税理士会(神奈川・千葉・山梨の三県)のうち神奈川県の青年税理士の有志によって神奈川青年税理士クラブが結成された。今年七月二日の第一回総会が開かれ今日まで七十名の会員の組織まで発展した。小さな集まりから大きな集まりに発展して行く過程の中で、内部的にも外部的にも種々の変化を伴って行くものである。神奈川青税も、外部から種々の思惑を受けている面もあるが、これは未だ青税クラブの内容的なものが周知されていないためと思われる。内部的には会員の増加に伴って、青税クラブの活動がいかに全会員の理解を得るか、会執行部の運営感覚を常に洗練していかなければならない。

神奈川青税の具体的活動は、総務部の記録の中からの抜粋で近況報告といたします。

- 1、総会の収支報告と反省
- 2、新幹事の役務分担と部長・副部長の決定。
- 3、各部の具体的活動の推進方法。
- 4、制度対策特別委員会の設置
- 5、全国青税連盟推薦理事の決定。
- 6、組織拡大の方策・その他
- 7、新年度第一回幹事会
- 8、厚生部により同好会
- 9、研究会開催
- 10、研究報告と討議
- 11、厚生部・研究部共催の第二回研修旅行の決定等。
- 12、「神奈川青税」創刊号の検討。
- 13、組織拡大の具体的方策検討
- 14、「神奈川青税」創刊号の発送作業
- 15、外部PRのため本会の幹部等の外、全国青税関係者に送付
- 16、未加入の県下青年税理士には、改訂作成した「青税クラブ案内」を同封して送る
- 17、野球・ゴルフ・ボーリング
- 18、第一回制度対策特別委員会開催
- 19、「青税クラブ案内」の検討

ここでの討議が本会主催の「会員の声を聴く会」(9月4日)で金子会員より発表された。なおこの意見は「東京地方税理士界」(機関紙)論壇に発表される予定。

- 1、各部・委員会の報告と当面の具体的計画検討。10月2日、3日の厚生部・研究部共催の第二回研修旅行の決定等。
- 2、「神奈川青税」創刊号の検討。
- 3、組織拡大の具体的方策検討
- 4、本会主催「会員の声を聴く会」に神奈川青税会員多数出席、意見を述べた。
- 5、研究会開催
- 6、改訂税法と実例研究報告と討議
- 7、研究会開催
- 8、箱根仙石原ジャパン・ピラクラブにて、参加予定30名
- 9、制度対策特別公開討論会
- 10、事務所経営あれこれ
- 11、夜は懇親会
- 12、翌日はボーリング大会の予定。

# 商法改悪阻止 資金カンパ

全国青税連では税理士会の二万有余の会員に対し、商法改悪のポイントを判り易く説明したパンフレット（商法の一部を改正する法律案に関する意見書）を送付して、正しい認識をもった上で反対運動を盛り上げることに10月8日の第2回理事会で決定しました。

発送諸費・印刷費が、全国青税連の予算では、まかないきれないので、会員から1,000円以上の資金カンパをお願いすることになりましたので、ご協力をお願いする次第です。

昭和46年10月8日

全国青年税理士連盟

## ※資金カンパ送付先

同封振替用紙で全国青税連口座までお願いします。

「シンポジウム」を開催します

### ◎ 報告者を募集 ◎

E E C諸国を始め、次々と実施されつつある付加価値税について、わが国も昨年の「自民党欧州税制調査団」の報告及び税制調査会の答申にもみられるとおり、付加価値税の導入は必至となつて来た。

この機に際し、われわれ税理士も付加価値税の本質を深くさぐり付加価値税と物価上昇との関連性・直間比率の問題・税理士業務との接点・その実施気運の背景などいろいろ研究を要すると思ひます。プロフェッショナルとしての税理士の重要な問題です。積極的な参加を望みます。

一、日 時 十一月十九日（金）午後一時から

一、場 所 東京税理士会館

一、テーマ 「付加価値税について」

青税連以外の会員の方々の参加も歓迎します。

なお全国青税連会員で、意見発表を希望する方は十一月十日（水）までに亀田研究部長（〒530大阪市北区高垣町22フキャビル内）までご連絡下さい。

## 埼玉青年税理士クラブ 団体加入近し

埼玉県下の個人加入会員十一名が中心となり、昨年から連盟本部と連絡をとりつつ団体結成に努力していたが、いよいよ埼玉青年税理士クラブとして発足することになった。会員数、約五十名。

（創会総会） 昭和四十六年十一月十三日（土）

午後二時・村山事務所

# 地区別組織拡大推進委員会を 三十一地区に設置

会長 村田 昭

全国青税連は二年前から個人加入制度を、大きく前面にうち出し文書によるPR、現地出向を中心として活動してきたが、その成果として、東京、大阪、名古屋以外から約三〇〇名の会員があつた。今年度は、連盟本部と有機的に直結させた地区別の組織拡大推進委員会を設置することになり、十月一日付で三十一地区の各県別組

織拡大推進委員会の委員長(原則として、組織部の理事を中心として選任した)に委嘱書と八項目の連絡事項を各委員委に要望した。そして、PRの資料として会報第十号と入会申込書のハガキを小包便で発送した。なお副委員長と委員の若干名は、委員長に全てを委任することにした。北海道は広範囲なので、帯広

市、札幌市、函館市を中心にして、市単位の委員会とし、九州北部は、福岡県、佐賀県、長崎県を一本にまとめた委員会とし、これは、地元の意見を採用したものである。又、「一人一名紹介運動」を実施することにして、十月一日付で各団体と個人加入会員全員に文書でもって要請した。早速、十月八日付をもって、青森委員長奈良慶吉君より、実行計画書が連盟本部に届けられた。これによると組織拡大の計画案を作成し、これに基づき調査が終了、十月八日、二名の勧誘をし、入会

申込書を送付した。第十号の会報と近く完成するシオリを未加入者に送付する予定である。十月初旬から実行しているとの報告をうけた。連盟本部としては、組織拡大推進委員会本部統括委員長に村田会長、同副委員長に荻野組織部長が就任し、各地区別(各単位税理士会別)に五名の副会長が、それぞれ本部地区別委員長として担当し、いつでも現地出向できる態勢をとっている。現在、高松市、浜松市からの入会がめだっている。

全国青税連は、会員の意見を求める為に左記の文書を個人加入会員全員と団体加入五団体の責任者に十月二日付文書でお願ひした。

◆ 記 ◆

全国青税連の活動にご協力を戴き厚くお礼を申し上げます。全国青税連の会務運営等について、貴兄のご意見を賜り参考にしたと思いますので、下記の事項について、ご回答下さい。よろしくお願ひします。

(1) 今回、連盟規約と代議員選任規定が全面改正されましたが、これに対するご意見。

(2) 理事会、各部会、各特別委員会に検討を希望される議題。

(3) 本年度は会報を八回発行します。十月に北川副会長と村田会長の対談(一〇頁)を中心に行い、十一月号は木村会長とのインタビュー記事で発行しますが、特に九月号に対する批判。

(4) 日税連に要望したいこと。

以上の四つの事項について、文書又は電話で連盟本部までご意見をお寄せ下さい。

# 第2回理事会終る

10月8日(金) 於京都

秋晴れのもと十月八日午後一時より、京都府立勤労会館にて本年度第二回の理事会が開催された。福井の斎藤理事をはじめ地方からの出席も多く盛大であった。

村山副会長の議長により、村田会長の挨拶につづき、次の議

題を審議した。

(議題)

- 1 各部報告と予定事業
- 2 鹿児島地区代議員会等の報告
- 3 日税連に提出した「要望書」と「申入書」に関する報告
- 4 商対で作成した「法律案批判書」(仮称)の審議
- 5 税理士法改正問題に関する件
- 6 付加価値税導入に関する意見交換
- 7 その他

各部長、各特別委員長から事業報告と計画案が発表され審議された。次に鹿児島地区代議員会に出

席した村田会長の報告があり、商法、税理士法、付加価値税など重要問題が相つき、午後六時まで熱心に討議された。

主なる決議事項は次のとおり

- 一、研究部 シンポジウムを東京で開催
- 一、厚生部 野球大会を名古屋で開催
- 一、組織部 シオリを作成
- 一、広報部 十月に臨時号、十一月に定期号、五周年記念号を発行
- 一、業改部 決算チェックリスト作成

一、総務部 地区別代議員会開催、代議員ニュース発行

一、経理部 両建経理する商対で作成した「商法の一部を改正する法律案に関する意見書」を承認し、二万有余の会員に配付する為に、〇〇〇円以上の資金カンパを決定した。

付加価値税については、小委員会の設置を決定した。

最後に村田会長から、日税連正副会長と懇談会を行ないたいので承認してもらいたいとの提案があり、村田会長に一任と決定。

青森の奈良会員より十月八日付で部会、理事会の様子を知りたいたとの連絡があった。

# 第一回商法対策特別委員会終る 於名古屋



本年度の第一回商法対策特別委員会は九月一日、名古屋税理士会館で午後一時より六時半まで開催された。

(議題)

一、現状分析及今後の見通しの検討

二、具体的運動の進め方

三、その他

平山委員長の本年

度の委員会運営について抱負をのべ、村田会長から「商対」として、一日も早く四月十日付の法律案に対する我々の意見書を、わかりやすく、読みやすいようなものを作成してもらいたい。なお、あくまでも、去年十一月に公表した商法改悪の本質(レジメ)をベースとし、これの改訂版としたい。そして、出来れば三万余の会員に送り、商法改悪の正しい認識をうえつきたい。正しい理解と正しい認識なくして、総力を上げての法改正運動は出来ない」との意見が発表された。

商対は、まずフリートーンキングの形式で色々の角度から議論をした。この中で、各税理士会の商法改正に関する動きも報告された。

当日は、名古屋税理士会会長で日税連副会長の北川孝先生も参加され、約一時間話しあった。この中で注目すべきは「過去の

個人加入会員各県別員数

昭和46年10月18日現在

県名	員数	県名	員数	県名	員数
北海道	9	北陸	1	山形	8
青森	1	山形	1	徳島	1
岩手	1	徳島	1	宮城	1
秋田	1	宮城	1	千葉	1
山形	1	千葉	1	愛媛	1
福島	1	愛媛	1	高知	1
茨城	1	高知	1	福岡	1
栃木	1	福岡	1	佐賀	1
群馬	1	佐賀	1	長崎	1
新潟	1	長崎	1	合計	161
富山	1	合計	161		
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜	1				
長野	1				
山梨	1				
長野	1				
新潟	1				
富山	1				
石川	1				
福井	1				
岐阜					

### 各地の組織づくり

全国各地で、次々と全国青税に加入しています。地方会員も組織拡大に懸命であり、その一端を紹介することとします。

山形(東北) 組織部副部長 安孫子 昌祐

三年前より東北一和会を中心とし、県内の一般試験合格者の集りが出来、年三回の集会をもっています。現在全国青税加入者は七名ですが、米沢地区の若手税理士懇談会とも連絡をとりつつあります

久留米(北九州) 組織部副部長 森山 積

九州北部税理士会会員中約二八

### 全国青税連に入会しよう

「ひとり一名紹介運動」を強力に――

全国青税連は、地区別の組織拡大推進委員会を中心に組織拡大の活動を強力に推進しております。現在、約一、五〇〇名の会員ですが一人でも多くの会員を迎えるために「ひとり一名紹介運動」を行っております。

本連盟の趣旨にご賛同下さる青年税理士の方が、会員諸兄の

○名が昭和生れであり、現在名簿を作成中で連盟本部とタイアップし、会員を広めたく思います。また久留米末広会員にも働きかけます。

帯広(北海道) 組織部理事 谷本 宏

帯広地区会員数は八名です。(昭和四六・八・七現在)

地域が非常に広く、会員相互の面識が全くないので、私は帯広地区を中心とし札幌若手グループを始め道内の各地区に呼びかけようと思えます。

小千谷(新潟) 組織部理事 大淵新一郎

新潟支部魚沼部会総員二二名の内、全国青税該当者は七名で三名は個人加入済です。

お知りあいにおられましたら、是非当連盟本部まで、ハガキで「ご一報下さい。『入会のおしり』」をお送り致します。規約上、年令制限はありません。

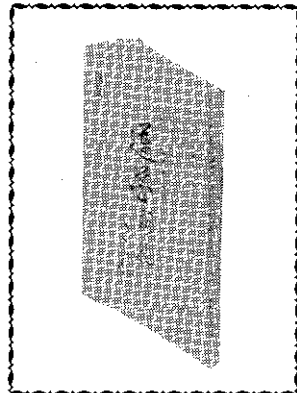
連盟本部 千原 東京都目黒区碑文谷 一十九十三 電話(03)716-5382・7563 税理士村田昭事務所

## 贈呈 「実例」税理士事務所運営あれこれ

A5判 180頁

## 月刊『会計ニュース』今がご契約のチャンス!!

会計ニュース会員全員に謹呈  
何月号からでも  
今ご契約戴ければ贈呈



全国の先生方に  
喜ばれています  
創刊以来13年  
発行部数260,000部

#### 目次

- 第1章 税理士業務以外を法人化した例
- 第2章 後継者問題
- 第3章 コンピューター問題
- 第4章 税理士事務所の就業規則集
- 第5章 顧問先の会運営
- 第6章 職業会計人としての挨拶集
- 第7章 税理士の病気
- 第8章 会計ニュース利用
- 第9章 特別寄稿

- 会計ニュースは先生の会報です
- ご一報下さい 見本お送りいたします

## 経 (株) 日本経営通信社

本社 東京都新宿区新宿2-57 支社 大阪市東区内淡路町1-26 片岡ビル3F  
佐原ビル4F・7F 電話 06(941)7227(代表)  
電話03(356)0769代(352)0769 支社 別府 0977(3)0510

# 全国青年税理士連盟規約

## 昭和四十六年七月十八日改正

**第一条** 本会は全国青年税理士連盟と称する。

**第二条** 本会の目的は、下記の通りとする。

一、税理士制度の発展強化

一、会員相互の研修及び親睦

一、会員相互の連絡、提携及び資料交換

**第三条** 本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもって組織する。

**第四条** 本会の事務所は会長がこれを定める。

**第五条** 本会に次の役員をおく。

一、会長 一名

一、副会長 五名以内

一、理事 百名以内

**第六条** 会長は、本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、

会長事故あるときは副会長の互選によって会長の職務を行なう者を定める。

**第七条** 本会に会計監事五名以内を置く

会計監事は会計を監査し代議員総会に報告する。

**第八条** 本会の役員及び会計監事は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとし再選を妨げない。

但し、補欠選任者は前任者の残任期間とする。

**第九条** 本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、理事会とする。会議の招集は会長が行なう。

理事会は役員をもって構成する

定時代議員総会は毎年事業年度終了後二ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必要ありと認めるとき又は代議員の三分の一以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときにはこれを招集しなければならない。

**第十条** 代議員総会は本会運営に関する事項を決議し、理事は代議員総会の決議に基づき会務を執行する。

**第十一条** 代議員の選出方法は別に定めるところによる。

**第十二条** 会議はすべて出席者の過半数をもって決する。委任状はこれを認めない。

**第十三条** 本会には必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。

**第十四条** 本会の事業年度は毎年七月一日に始まり翌年六月三十日までとする。

**第十五条** 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

**第十六条** 前条の会費は、一名につき月額一〇〇円とする。

**第十七条** 本会の規約の改正については理事会が発議し代議員総会の議を経行なう。

本会の代議員は会員の中から選任する。

**第二条 (選任の方法及びその数)**

1 各団体における会員の互選により選任するものとし、その数は各団体の定数三名と更に会員数十五名につき一名とする。

但し個人加入会員については十名につき一名とする。

2 会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし定時代議員総会終了の日から一ヶ月以内に選任するものとする。

**第三条 (任期)**

代議員の任期は次期代議員選任の日までとする。

但し欠員補充のため選任された者については、前任者の残任期間とする。

**第四条 (補充)**

代議員の欠員については、三ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

**代議員選任規程**

**第一条 (選任の対象)**

臨時号をお届けします。

日税連は新体制となり役員担当部署も発表され、時を移さず村田会長による「北川副会長(商法担当)」との対談が実現しましたので特集することになりました。

新しい日税連の基本姿勢の一部でも、この対談からおくみとり戴ければ幸いです。

本年度から日税連の常務理事以上や関連友好団体等にも会報を送付し、全国青税連の正しい認識を広めるよう努力しています。

現在、十一月定期号の発行に邁進していますが、五周年記念号の企画も終り、広報部は最大の努力をしています。

なお十一月定期号には、木村会長との対談の様子掲載する予定です。ご期待下さい。

(広報部一同)

## 編集後記

臨時号をお届けします。

日税連は新体制となり役員担当部署も発表され、時を移さず村田会長による「北川副会長(商法担当)」との対談が実現しましたので特集することになりました。

新しい日税連の基本姿勢の一部でも、この対談からおくみとり戴ければ幸いです。

本年度から日税連の常務理事以上や関連友好団体等にも会報を送付し、全国青税連の正しい認識を広めるよう努力しています。

現在、十一月定期号の発行に邁進していますが、五周年記念号の企画も終り、広報部は最大の努力をしています。

なお十一月定期号には、木村会長との対談の様子掲載する予定です。ご期待下さい。

(広報部一同)



**全国青年税理士連盟**

東京都目黒区碑文谷1丁目19番13号  
電話(03)716-5382・7563

連盟本部 電話152

〒152 目黒区田原 1-19-13

理事 田原昭一  
副理事 村田昭一  
広報部長 吉原登一  
編集人 木村昭一  
印刷所 日本印刷